

# 年会費の改定について

日頃より白河商工会議所の事業活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、3月27日に開催した令和6年度第2回通常議員総会において、会費改定の議案が審議され、「**会費単価**」の変更と「**法人の新料金区分**」の設定について下記のとおり議決されました。

これまで当所では、昭和55年に会費を改定して以来45年間にわたり会費額を据え置き、経費抑制と収入確保に努めつつ各種事業の充実を図りながら運営してまいりました。しかしながら、時代の変化とともに会員ニーズが複雑・多様化、増大化するとともに、昨今の消費税の増税をはじめエネルギー価格の高騰や郵便料金の値上げなど諸経費も大幅に増加しており、今後の財政状況は極めて厳しくなることが見込まれます。

そのような中で、状況の変化を的確に捉え、より一層きめ細かく質の高い会員サービスを将来にわたり持続的に提供していくため、**2026(令和8)年4月1日から**会費の改定を行うものであります。

会員の皆さまには大変なご負担をおかけすることになりますが、皆様の負託に十分に応えられるよう、役職員一丸となって事業活動に取り組んでまいり所存でございますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

\*会員の皆さまへは、あらためて正式な会費改定のお知らせをお送りいたします。

## 変更点

| 現 行    | 改定後             |
|--------|-----------------|
| 2,000円 | 4,000円(+2,000円) |

① 会費額の「1口あたりの単価」を改定いたします。

しかしながら、負担額の大きな変動となることから、激変緩和のための暫定措置を講じて、下記のとおり「2年間で段階的に単価引き上げ」を実施いたします。

| 令和7年度(据え置き) | 令和8年度           | 令和9年度以降         |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 2,000円      | 3,000円(+1,000円) | 4,000円(+2,000円) |

※( )は、現行を基準とした増加額です。

② 法人・団体会員は、新たに「資本金・出資金に応じた会費基準」を設定いたします。

| 資本金・出資金   | 加算口数 | 持口数   |
|-----------|------|-------|
| 300万円未満   | -    | 5口以上  |
| 300万円以上   | 1口   | 6口以上  |
| 1,000万円以上 | 2口   | 7口以上  |
| 5,000万円以上 | 5口   | 10口以上 |

### 【ご参考】最低口数の場合の年会費比較

| 区分    | 最低口数      | 令和7年度                | 令和8年度                  | 令和9年度以降                |
|-------|-----------|----------------------|------------------------|------------------------|
| 1口単価  | -         | 2,000円               | 3,000円                 | 4,000円                 |
| 個人    | 3口        | 6,000円/年<br>(月500円)  | 9,000円/年<br>(月750円)    | 12,000円/年<br>(月1,000円) |
| 法人・団体 | 300万円未満   | 10,000円/年<br>(月834円) | 15,000円/年<br>(月1,250円) | 20,000円/年<br>(月1,667円) |
|       | 300万円以上   |                      | 18,000円/年<br>(月1,500円) | 24,000円/年<br>(月2,000円) |
|       | 1,000万円以上 |                      | 21,000円/年<br>(月1,750円) | 28,000円/年<br>(月2,334円) |
|       | 5,000万円以上 |                      | 30,000円/年<br>(月2,500円) | 40,000円/年<br>(月3,334円) |

※法人・団体の最低口数は、令和8年度から「資本金・出資金に応じて加算」となります。令和7年度は変更なし。

会費改定を取り巻く情勢については、今後、会員の皆様にシリーズでお知らせします。  
6月号では、現状と今後の見通しなど会費改定に至った経緯を詳しくご説明します。

## 会費改正のお知らせ② ～会費改定に至った経緯～

先月の5月号では、2026(令和8年)4月1日から「年会費の改定を実施する」ことについてお知らせしました。

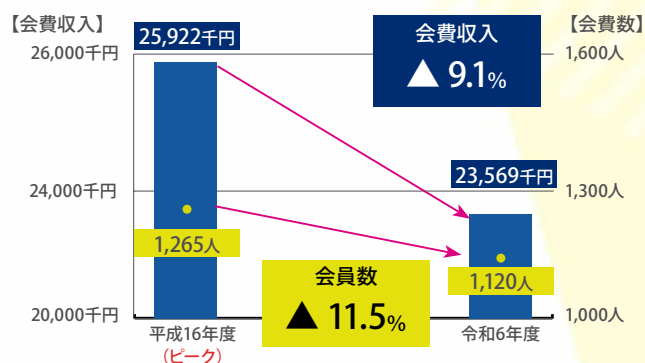
今月号では、「会費改定に至った経緯」についてご説明します。

### 会費収入・会員数の推移

これまで会費は45年間据え置き、共済制度推進等による収入確保と諸経費抑制などの努力により運営してきました。

その間、会員数は減少し、今後も事業主の高齢化や経営環境の悪化等により廃業が増加するなど、会員数の減少が続き、それに伴って会費収入も一層減少することが予想されます。【図1】

図1 会費収入・会員数の推移



### 令和6年度会費の現状

令和6年度会費収入は、23,569千円で、内訳は、一般会員が1,051人で10,559千円(45%)、議員が69人で13,010千円(55%)となっており、少数の議員に過大な負担となっているのが現状です。【図2】

図2 一般会員と議員の会費負担割合

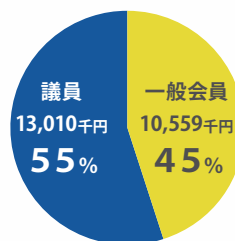
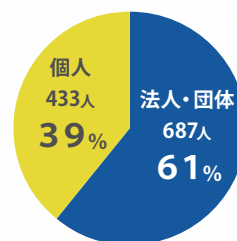


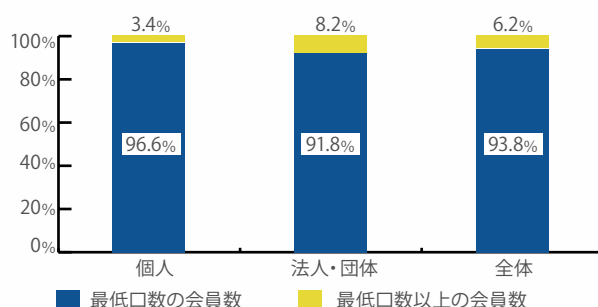
図3 会員加入区分



会員加入区分でみると、個人433人、法人・団体687人と、法人・団体が61%占めています。【図3】

議員を除く、一般会員の持口数負担割合でみると、最低口数での加入が93.8%と大半を占めているのが現状です。【図4】

図4 会員別・持口数負担割合



### 今後の収支見通し

収入の面では、会費収入は減少が見込まれるものの現状維持を前提とし、支出の面では、会員サービスに係る事業費は確保しつつ、人件費やエネルギー価格、通信費などの管理・事務経費に大幅な増加が見込まれ、単年度収支では毎年赤字となる見通しです。

この赤字分を積立金(令和6年度末89,203千円)を取り崩して補填し続けると、10年未満で枯渇してしまう見通しです。【表1】

| 【表1】       |       | 1年目    | 2年目    | 3年目    | 4年目    | 5年目     | 6年目     | 7年目     | 8年目     | 9年目     | 10年目    |
|------------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 収入の部       | 科目    | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度  | 令和12年度  | 令和13年度  | 令和14年度  | 令和15年度  | 令和16年度  |
|            | 会費収入  | 23,569 | 23,569 | 23,569 | 23,569 | 23,569  | 23,569  | 23,569  | 23,569  | 23,569  | 23,569  |
|            | 事業収入  | 13,207 | 13,207 | 13,207 | 13,207 | 13,207  | 13,207  | 13,207  | 13,207  | 13,207  | 13,207  |
|            | その他収入 | 20,875 | 13,085 | 12,935 | 12,785 | 12,635  | 12,635  | 12,635  | 12,635  | 12,635  | 12,635  |
| 合計①        |       | 57,471 | 49,681 | 49,531 | 49,381 | 49,231  | 49,231  | 49,231  | 49,231  | 49,231  | 49,231  |
| 支出の部       | 科目    | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度  | 令和12年度  | 令和13年度  | 令和14年度  | 令和15年度  | 令和16年度  |
|            | 事業費   | 12,755 | 12,755 | 12,755 | 12,755 | 12,755  | 12,755  | 12,755  | 12,755  | 12,755  | 12,755  |
|            | 人件費   | 15,209 | 15,589 | 15,979 | 16,379 | 16,788  | 16,788  | 16,788  | 16,788  | 16,788  | 16,788  |
|            | 管理費   | 15,534 | 16,211 | 16,922 | 17,668 | 18,451  | 18,451  | 18,451  | 18,451  | 18,451  | 18,451  |
| その他支出      |       | 15,105 | 12,125 | 12,125 | 12,341 | 12,789  | 12,789  | 12,789  | 12,789  | 12,789  | 12,789  |
| 合計②        |       | 58,603 | 56,680 | 57,781 | 59,143 | 60,783  | 60,783  | 60,783  | 60,783  | 60,783  | 60,783  |
| 単年度収支(①-②) |       | -1,132 | -6,999 | -8,250 | -9,762 | -11,552 | -11,552 | -11,552 | -11,552 | -11,552 | -11,552 |
| 積立金残高      |       | 88,071 | 81,072 | 72,822 | 63,060 | 51,508  | 39,956  | 28,404  | 16,852  | 5,300   | -6,252  |

(単位: 千円)

こうした情勢の中、厳しさを増す社会経済の変化を的確に捉え、より一層きめ細やかで質の高い会員サービスを将来にわたり持続発展的に提供していくため、その基礎となる財政基盤の強化が必要不可欠であることから、会費の改定を行う方針に至ったものです。7月号では、他地域の会費状況との比較などについてご説明します。

## 会費改正のお知らせ③ ～他地域の会費状況との比較など～

今月号では、「他地域の会費状況との比較など」についてご説明します。

### 他地域の会費状況について

県内10商工会議所・市内3商工会の「最低年会費額」について調査した結果、会員区分の「個人」、「法人・団体」とともに【表1】のとおりで、「**当所が最も低い**」会費基準であることが明らかになりました。

会費基準・会費額の設定は様々ですが、個人会員では最低が当所の6,000円から最高は30,000円、法人・団体会員では最低が当所の10,000円から最高は30,000円と大きな差があります。

| 【表1】 |         | 個人      |                            | 法人・団体   |                             |
|------|---------|---------|----------------------------|---------|-----------------------------|
|      |         | 最低年会費額  | 1口単価                       | 最低年会費額  | 1口単価                        |
| 1    | A商工会議所  | 10,000円 | 1口目 7,000円<br>2口目から 3,000円 | 16,000円 | 1口目 10,000円<br>2口目から 3,000円 |
| 2    | B商工会議所  | 10,000円 | 5,000円                     | 15,000円 | 5,000円                      |
| 3    | C商工会議所  | 10,000円 | 5,000円                     | 15,000円 | 5,000円                      |
| 4    | D商工会議所  | 12,000円 | 1口目 6,000円<br>2口目から 3,000円 | 18,000円 | 1口目 6,000円<br>2口目から 3,000円  |
| 5    | E商工会議所  | 10,000円 | 2,500円                     | 15,000円 | 2,500円                      |
| 6    | F商工会議所  | 16,000円 | 8,000円                     | 24,000円 | 8,000円                      |
| 7    | G商工会議所  | 10,000円 | 2,000円                     | 20,000円 | 2,000円                      |
| 8    | H商工会議所  | 30,000円 | 3,000円                     | 30,000円 | 3,000円                      |
| 9    | I商工会議所  | 10,000円 | 2,000円                     | 20,000円 | 2,000円                      |
| 10   | J商工会    | 8,400円  | 月700円                      | 15,600円 | 月1,300円                     |
| 11   | K商工会    | 14,400円 | 月1,200円                    | 22,800円 | 月1,900円                     |
| 12   | L商工会    | 12,000円 | 月1,000円                    | 12,000円 | 月1,000円                     |
| 13   | 白河商工会議所 | 6,000円  | 2,000円                     | 10,000円 | 2,000円                      |

更に、当所と同規模グループにある全国の商工会議所の会費を調査した結果からも、当所の会費基準は低い水準であることが判明しました。また、「**資本金や従業員数に応じた会費基準**」を設定している地域が多いということも分かりました。それは、「**規模の大きさに応じて会費額を設定**」することで、「**負担の公平性**」を確保しようとする考え方によるものです。

### 会費改定の基本的な考え方



先月号でお知らせした当所の「会費の現状」や「今後の収支見通し」などを踏まえ、更には上記の「他地域の会費状況」なども参考として、改定に当たっては、以下のような考え方を基本方針としました。

① 最低口数での加入が大半を占めている（一般会員 93.8%）ことから、全体の公平性を保ちつつ底上げを図るため、「**会費1口単価の引き上げ**」を行うものとする。【表2】

【表2】

| 現行（1カ月換算額）    | 改定後（1カ月換算額）   |
|---------------|---------------|
| 2,000円（約167円） | 4,000円（約333円） |

② ただし、少数の議員に負担が大きく偏っている現状に鑑み、更なる負担増となることを防ぎ、会費収入割合の均衡を図るため、「**議員の負担は据え置く**」ものとする。

③ 会員の規模別の公平性を保つ観点から、新たに「**資本金・出資金に応じた会費基準を設ける**」ものとする。【表3】

【表3】

| 資本金・出資金   | 加算口数 | 最低持口数 |
|-----------|------|-------|
| 300万円未満   | －    | 5口以上  |
| 300万円以上   | 1口   | 6口以上  |
| 1,000万円以上 | 2口   | 7口以上  |
| 5,000万円以上 | 5口   | 10口以上 |

④ 急激な会費負担の増加を和らげるため、段階的に引き上げを行う「**激変緩和の暫定措置を講じる**」ものとする。【表4】

【表4】

| 年度        | 令和7年度        | 令和8年度  | 令和9年度以降 |
|-----------|--------------|--------|---------|
| 1口会費額〔年額〕 | 2,000円（据え置き） | 3,000円 | 4,000円  |

⑤ 今後は、「**5年毎を目途**」として、社会経済情勢や当所財政状況などを勘案し、**会費の見直しを検討する**こととします。

次回は、具体的な改定内容について詳しくお知らせします。

# 2026(令和8)年4月1日から「年会費」を改定します。

先月号まで「会費改定のお知らせ」について連載でお知らせしてまいりました。

今月号では、**あらためて「具体的な改定内容」についてお知らせ**いたします。

なお、先月号までのお知らせ内容については、当所HPの会報アーカイブにてご確認ください。

- ① 年会費の改定について(会報5月号)
- ② 会費改定に至った経緯(会報6月号)
- ③ 他地域の会費状況との比較・会費改定の基本的な考え方(会報7月号)



## 【改定内容】

➤ 改定時期 **令和8年4月1日から**

➤ 改定内容

- ① **「会費額の1口あたりの単価」を改定**します。

\*急激な会費負担の増加を和らげるため、段階的に引上げを行う「激変緩和の暫定措置」を講じます。

| 令和7年度(据え置き) | 令和8年度           | 令和9年度以降         |
|-------------|-----------------|-----------------|
| 2,000円      | 3,000円(+1,000円) | 4,000円(+2,000円) |

※()は、現行を基準とした増加額。

- ② **法人・団体会員は、新たに「資本金・出資金に応じた会費基準」を設定**します。

| 資本金・出資金   | 加算口数 | 持口数   |
|-----------|------|-------|
| 300万円未満   | -    | 5口以上  |
| 300万円以上   | 1口   | 6口以上  |
| 1,000万円以上 | 2口   | 7口以上  |
| 5,000万円以上 | 5口   | 10口以上 |

## 【参考】最低口数の場合の年会費比較

| 区分    | 最低口数      | 令和7年度                | 令和8年度                  | 令和9年度以降                |
|-------|-----------|----------------------|------------------------|------------------------|
| 個人    | 3口        | 6,000円/年<br>(月500円)  | 9,000円/年<br>(月750円)    | 12,000円/年<br>(月1,000円) |
| 法人・団体 | 300万円未満   | 10,000円/年<br>(月834円) | 15,000円/年<br>(月1,250円) | 20,000円/年<br>(月1,667円) |
|       | 300万円以上   |                      | 18,000円/年<br>(月1,500円) | 24,000円/年<br>(月2,000円) |
|       | 1,000万円以上 |                      | 21,000円/年<br>(月1,750円) | 28,000円/年<br>(月2,334円) |
|       | 5,000万円以上 |                      | 30,000円/年<br>(月2,500円) | 40,000円/年<br>(月3,334円) |

※法人・団体の最低口数は、令和8年度から「資本金・出資金に応じて加算」となります。令和7年度は変更なし。

会員の皆さまには大変ご負担をおかけいたしますが、皆様の負託に十分に応えられるよう、役職員一丸となって事業活動に取り組んでまいりますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**\*会員の皆さまへは、後日正式な「会費改定のお知らせ」をお送りいたします。なお、法人・団体の皆様には「資本金・出資金の実態調査」を行いますので、ご協力をお願いいたします。**